

七飯町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

（七飯町の温室効果ガス削減計画）

令和4年12月

七 飯 町

目次

第1章 基本的事項	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の範囲	2
第2章 計画の目標	4
1. 温室効果ガスの総排出量に関する目標	4
(1) 温室効果ガスの総排出量の算定	4
(2) 温室効果ガスの排出削減目標	6
第3章 計画を推進する取組み	8
1. 取組内容	8
(1) 燃料使用量の削減	8
(2) 電気使用量の削減	9
(3) 水道使用量の削減	9
(4) 物品の調達及び使用方法	9
(5) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進	9
(6) その他	9
第4章 計画の推進及び点検並びに評価	10
1. 推進体制	10
2. 点検及び評価	10
3. 調査結果の公表	10

第1章 基本的事項

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

2021年8月には、IPCC（※1）第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

※1 IPCCとは

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル：Intergovernmental Panel on Climate Change）は、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織であり、気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめた報告書を作成・公表し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としています。

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21（第21回気候変動枠組条約締結国会議）が開催され、国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。パリ協定は、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げています。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030

第1章 基本的事項

年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

これら国内外の動向や、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（市町村実行計画事務事業編）の策定が市町村に義務付けられていることもあり、今後本計画に則り地球温暖化防止に向け積極的に貢献していきます。

2. 計画の目的

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、七飯町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3. 計画の期間

策定年月日：2022(令和4)年12月5日

本計画の期間：2022(令和4)年度から2030(令和12)年度までとします。また、計画開始から5年後の2026(令和8)年度に、計画の見直しを行います。

本計画の基準年度：2015(平成27)年度

4. 計画の範囲

この計画の対象は、町の事務及び事業であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてとします。

対象とする機関は、町長部局、教育委員会、議会事務局、農業委員会とし、一部事務組合等の地方公共団体の組合が運営する事業は除きます。

第1章 基本的事項

対象施設等一覧

課名	内容
総務課	役場庁舎
財政課	七飯町地域センター、鶴野地域センター、大中山地域センター
政策推進課	大沼国際セミナーハウス(杉風館含む)
住民課	大中山出張所、大沼出張所(多目的会館含む)
環境生活課	ななえ斎苑、塵芥処理場(リサイクルセンター含む)、一般廃棄物処理場(クリーンセンター)、一般廃棄物収集委託、七飯町大沼ネイチャーセンター
福祉課	さくら共同作業所、精神障がい者通所授産施設(ぼぼろ館)、健康センター(アップル温泉)、源泉ポンプ
子育て支援課	保健センター、大中山保育所、峠下季節保育所、旧大沼公民館、七飯駅前振興会館、大中山多世代交流センター
商工労働観光課	大沼国際交流プラザ(駅前トイレ含む)、道の駅なないろ・ななえ
農林水産課	町営牧場、藤城地区水中ポンプ、七飯町集出荷予冷施設
土木課	車両センター
上下水道課	水源ポンプ、大沼下水浄化センター
教育総務課	小・中学校(学校プール含む)
生涯教育課	文化センター、大沼婦人会館、公民館、歴史館、地域会館
スポーツ振興課	スポーツセンター(屋内プール場含む)、大中山地域体育館、西大沼地域体育館、本町多目的グラウンド、東大沼多目的グラウンド
学校給食センター	学校給食センター

第2章 計画の目標

第2章 計画の目標

1. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

(1) 温室効果ガスの総排出量の算定

温室効果ガスの総排出量を算定するにあたり、2015(平成27)年度の町の事務及び事業全般を対象として、燃料や電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量、公用車等を運行する際に発生するメタンや一酸化二窒素、エアコンの使用に伴うハイドロフルオロカーボン(HFD)の排出量等を二酸化炭素に換算した値として算出し、その総和をもって温室効果ガスの総排出量を算定します。

① 燃料及び電気使用に伴い排出される二酸化炭素排出量

2015(平成27)年度における町の事務及び事業全般における燃料(ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPガス)使用量、電気使用量を調査し、排出される二酸化炭素量を把握します。

燃料及び電気使用による二酸化炭素排出量(2015(平成27)年度)

区 分	単位	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	備考
ガソリン	ℓ	34,609	80,293	
軽 油	ℓ	71,620	184,778	
灯 油	ℓ	256,832	639,512	
A重油	ℓ	402,700	1,091,317	
LPガス	m ³	3,051	9,153	
電気使用	Kwh	5,478,654	3,769,314	
計			5,774,367	

第2章 計画の目標

- ② 公用車の走行及びエアコン使用に伴い排出される二酸化炭素換算排出量
2015(平成27)年度における公用車の走行に伴うメタン、一酸化二窒素やエアコンの使用に伴うヒドロフルオロカーボンの排出量を調査し、これらを二酸化炭素に換算した値を把握します。

公用車走行等による二酸化炭素換算排出量

区 分	単位	走行距離等	二酸化炭素換算 排出量(kg-CO ₂)	備考
ガ ソ リ ン	乗用車	km	161,837	1,439
	軽乗用車	km	242,964	1,654
	普通貨物車	km	66,800	835
	小型貨物車	km	11,643	95
	軽貨物車	km	6,859	47
	特殊用途車	km	3,256	37
	ハイブリッド自動車	km	0	0
軽 油	普通貨物車	km	49,947	227
	小型貨物車	km	99	1
	特殊用途車	km	168,866	1,313
	バス	km	84,183	663
エアコン使用車	台	61	872	
計			7,183	

- ③ 下水処理及び家畜飼育に伴い排出される二酸化炭素換算排出量
2015(平成27)年度における下水終末処理場や家畜飼育に伴うメタンや一酸化窒素の排出量を調査し、これらを二酸化炭素に換算した値を把握します。

下水処理量及び家畜頭数による二酸化炭素換算排出量

区 分	単位	使用量等	二酸化炭素換算 排出量(kg-CO ₂)	備 考
下水処理量(終末処理場)	m ³	403,737	28,132	
浄化槽(年平均)	人	14	302	
牛(年平均)	頭	154	328,966	
馬(年平均)	頭	2	825	
飼料作物への施肥	t	109	316,375	
計			674,600	

第2章 計画の目標

④ 各種燃焼機関の使用に伴い排出される二酸化炭素換算排出量

2015(平成 27)年度におけるボイラー等の燃焼機関の使用に伴うメタンや一酸化窒素の排出量を調査し、これらを二酸化炭素に換算した値を把握します。

各種燃焼機関の使用に伴い排出される二酸化炭素換算排出量

区 分	単位	使用量等	二酸化炭素換算 排出量(kg-CO ₂)	備 考
ボイラーにおける燃料の使用 (B、C 重油)	L	6,337	1	
ディーゼル機関における燃料の 使用(A 重油)	L	1,550	30	
家庭用機器における燃料の使用 (液化石油ガス(L P G))	kg	78	1	
計			32	

(2) 温室効果ガスの排出削減目標

2015(平成 27)年度における七飯町の事務及び事業で排出された二酸化炭素の量は、6,456 t です。

2030(令和 12)年度における二酸化炭素排出量を 2015(平成 27)年度の排出量と比較して 50%削減することを目標とします。

〈目標設定において参考としたもの〉

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)

策 定 日 : 令和 3 年 10 月 22 日 (閣議決定)

事業期間 : 2022(令和 3)年 10 月 22 日～2031(令和 13)年 3 月 31 日

基準年度 : 2013(平成 25)年度

削減目標 : 2030(令和 12)年度末までに 50%削減

第2章 計画の目標

各項目別の二酸化炭素排出量と目標値

項目	区分	単位	使用量		二酸化炭素排出量(kg-CO ₂)		
			基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
			2015(平成27)	2030(令和12)	2015(平成27)	2030(令和12)	
燃料使用量	ガソリン	ℓ	34,609	17,304	80,293	40,145	
	軽油	ℓ	71,620	35,810	184,778	92,390	
	灯油	ℓ	256,832	200,000	639,512	498,000	
	A重油	ℓ	402,700	400,000	1,091,317	1,084,000	
	LPガス	m ³	3,051	2,900	9,153	8,700	
電気使用量		Kwh	5,478,654	1,926,000	3,769,314	1,142,118	
公用車走行量	ガソリン	乗用車	km	161,837	80,918	1,439	720
		軽乗用車	km	242,964	121,482	1,654	827
		普通貨物車	km	66,800	33,400	835	417
		小型貨物車	km	11,643	5,821	95	47
		軽貨物車	km	6,859	3,429	47	23
		特殊用途車	km	3,256	1,628	37	18
		ハイブリッド自動車	km	0	398,279	0	84
	軽油	普通貨物車	km	49,947	24,973	227	114
		小型貨物車	km	99	0	1	0
		特殊用途車	km	168,866	84,433	1,313	656
バス		km	84,183	42,091	663	331	
エアコン使用車		台	61	61	872	872	
下水処理量(終末処理場)		m ³	403,737	328,990	28,132	22,924	
浄化槽(年平均)		人	14	649	302	14,021	
家畜(牛)(年平均)		頭	154	77	328,966	164,483	
家畜(馬)(年平均)		頭	2	1	825	450	
飼料作物への施肥		t	109	54	316,375	156,736	
ボイラーにおける燃料使用(B,C重油)		L	6,337	3,168	1	0	
ディーゼル機関における燃料使用(A重油)		L	1,550	775	30	15	
家庭用機器における燃料の使用(液化石油ガス(LPG))		kg	78	39	1	0	
合 計					6,456,182	3,228,091	

第3章 計画を推進する取組み

第3章 計画を推進する取組み

1. 取組内容

七飯町の事務事業に関する環境負荷の削減に向けた取り組みを実施するに当たり、以下の事項に取り組みます。

(1) 燃料使用量の削減

- ① 冬期間の役場庁舎及び各施設の暖房については、勤務時間内は室温を 20℃ に保つこととし、適正な温度管理と利用状況に応じた管理を行います。
- ② クールビズ及びウォームビズを推進します。
- ③ 公用車の運行時に、急発進及び急加速は行いません。
- ④ 公用車から離れるときは、必ずエンジンを止め、必要以上のアイドリングは控えます。
- ⑤ 公用車を更新する場合は、低燃費・低公害車の導入を図るとともに、電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の導入に関しても積極的に推進します。
- ⑥ 公用車のタイヤ空気圧を適正に保つとともに、車内に不要な荷物を積載しないよう心がけます。
- ⑦ 公用車のオイル交換等の整備は、適正な時期に行い、常に燃費の向上について意識を高めます。
- ⑧ 公共施設の暖房設備等において、林地未利用材を活用した木質バイオマスボイラーの導入・普及を推進し、二酸化炭素の排出量を削減します。

(2) 電気使用量の削減

- ① 昼の休憩時間や時間外勤務時等においては、不必要箇所を消灯します。
- ② 利用者のない箇所や部屋においては、消灯します。
- ③ 退庁時には周辺の電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ④ OA 機器等の使用時は必要のない場合は、その電源を切ります。
- ⑤ 待機電力の消費を最小限に抑え、必要に応じて電化製品のコンセントプラグを抜きます。
- ⑥ 夏期間の役場庁舎及び各施設の冷房については、設定温度を 28℃とし、適正な温度管理と利用状況に応じた管理を行います。
- ⑦ 日常的に節電の励行に努めます。
- ⑧ LED 照明の導入を推進します。
- ⑨ 設置可能な町保有の建築物（敷地含む）に太陽光発電設備を設置することを検討します。

第3章 計画を推進する取組み

(3) 水道使用量の削減

- ① 節水型機器の導入について検討します。
- ② 日常的に節水の励行に努めます。

(4) 物品の調達及び使用方法

- ① 物品を調達する場合は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないもの購入に努めます。
- ② 用紙類は、原則として古紙パルプ 100%、白色度は概ね 70%前後の物品を調達し、両面印刷及び裏面コピーを徹底し、用紙使用の削減に努めます。
- ③ 事務用品は、詰替えやリサイクルが可能な製品の調達に努め、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)適合品、エコマークやグリーンマークの対象製品の調達に努めます。
- ④ その他の物品の調達については、簡易包装された製品を選択するよう努めます。

(5) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進

- ① 普段の事務作業において、ミスコピーをなくす、会議資料をデジタル化して紙の使用を抑える、メモ用紙は片面使用済み用紙を使用するなどして、できる限り廃棄物の量を減らすよう努めます。
- ② 再利用できる消耗品等は、積極的に再利用します。
- ③ シュレッダーの使用は機密文書に限定し、必要最低限にします。
- ④ 廃棄物の分別を徹底し、廃棄物の資源化に努めます。
- ⑤ OA 機器等の使用済みトナーカートリッジは、機種ごとの分別を徹底し、リサイクルするよう努めます。

(6) その他

- ① 庁舎内での連絡事項や地球温暖化防止に係る情報等については、庁内 LAN を活用し物理的な資源の使用を抑えます。
- ② 今後予定する新築事業については、ZEB Ready（ゼブレディ）（※2）相当とすることを検討します。

※2 ZEB Ready（ゼブレディ）とは

再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量の削減に適合した建築物。

第4章 計画の推進及び点検並びに評価

第4章 計画の推進及び点検並びに評価

1. 推進体制

この計画の全体的な取り組みを推進するため、温室効果ガスの排出抑制について推進及び調査するための委員会を設置します。

- (1) 委員会の名称は七飯町温室効果ガス排出抑制推進委員会（以下「委員会」という。）とします。
- (2) 委員会は、委員長を町長とし、副委員長を副町長及び教育長とし、委員は各課長をもって充てることとします。
- (3) 委員会の庶務を処理するため、事務局を環境生活課自然環境係に置きます。事務局は、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な推進体制の管理を行います。

2. 点検及び評価

事務局は、各課の担当者を通じ、定期的に電気使用量や燃料使用量等の調査を行い、委員会に報告し、委員会で点検及び評価を行います。

3. 調査結果の公表

計画の進捗状況及び点検評価結果は、町ホームページにより公表します。